

日米会計基準の差異内訳表(平成24年度)

(単位:億円)

	当社株主資本	当社株主に帰属する 当期純利益
米国会計基準	¥57,281	¥8,754
日米差異が発生する会計項目		
1. デリバティブ及びヘッジ取引	13	(201)
2. 投資	(180)	(1,992)
3. 貸出金	1,443	66
4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金	954	66
5. 動産不動産	(385)	(27)
6. 不動産セールス・アンド・リースバック	107	(96)
7. 土地再評価	1,820	(22)
8. 企業結合	262	(146)
9. 退職給付	2,148	(517)
10. 変動持分事業体の連結	104	(260)
11. 税効果	(4,550)	(526)
12. その他	281	506
日本会計基準	¥59,298	¥5,605

以下は日米の当期純利益の差異要因として、その影響額が特に重要な調整の概要です。以下に記載している調整のより詳細な説明と、前頁表中にあるその他項目の調整についての説明を含む、当社株主資本と当社株主に帰属する当期純利益に対する調整に関する重要な情報は、2013年7月23日に米国証券取引委員会に提出した年次報告書(Form 20-F) "Item 5. OPERATING AND FINANCIAL REVIEW AND PROSPECTS"の"Reconciliation with Japanese GAAP"に記載されております。(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>)

項番 2. 投資

- (1) 米国会計基準では、売却可能有価証券(available-for-sale securities)の公正価値が原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないと考えられる場合は損益に計上されます。時価の下落が一時的か否かの判定にあたっては、時価の回復、または、満期まで当該有価証券を保有する能力及び意図の有無、下落の期間と程度、発行体の短期的な見通し等の、定量的要因及び定性的要因の双方を勘案します。負債有価証券については、時価の下落が一時的か否かの判定にあたって、時価の回復の前に当該有価証券を売却する意図の有無、もしくは売らざるを得なくなる可能性等の要因を追加的に勘案します。一方、日本会計基準では、売却可能有価証券の公正価値が原価を著しく下回るまで下落し、その下落が一時的ではないと考えられる場合、短期的な回復が合理的に見込まれない限り、損益に計上されます。原価の50%以上の公正価値の下落は、一時的ではない下落を強く示すものとされ、下落が一時的とする為には反証が必要となります。30%以上50%未満の下落は、一時的ではないことを示唆するものとされ、下落が一時的か否かの判定の為には回復可能性を評価する必要があります。なお、30%未満の下落は、一般的に一時的ではない下落とはみなされません。
- (2) 米国会計基準では、公正価値オプション(Fair Value Option)を採用したことにより、外貨建売却可能有価証券はトレーディング有価証券に再分類され、公正価値変動の全額が損益認識されるようになりました。一方、日本会計基準では、外貨建売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、為替レート変動によるもののみが損益として認識されます。
- (3) 前頁表の「投資」の差異金額は、税効果と相殺して表示しております。

項番9. 退職給付

米国会計基準では、ASC 715に従い、雇用者の連結貸借対照表において、確定給付年金の年金資産が年金給付債務を上回る部分または下回る部分を、資産または負債として認識する必要があります。ASC 715では、数理計算上の差異および過去勤務債務は、その他の包括利益(税引後)として連結貸借対照表上直ちに認識され、数理計算上の差異はコリドーアプローチに基づいて退職給付費用として損益計上されます。一方で、日本会計基準では、数理計算上の差異および過去勤務債務は、連結貸借対照表上、直ちに認識されることはなく、特定の年数で償却されます。この差異が日米会計基準の株主資本及び当期純利益の差額の要因となります。

項番11. 税効果

- (1) 米国会計基準では、繰延税金資産の回収可能性と評価性引当金の必要性を決定する為に、肯定的なものであれ否定的なものであれ、全ての入手可能な証拠をその重要性に基づき検討する必要があります。繰延税金資産の回収可能性を判定する際、合理的に見積もり可能な課税所得の源泉を考慮しておりますが、これには売却可能有価証券の含み益、および、慎重かつ実現性のあるタックスプランニングが含まれています。日本会計基準では、繰延税金資産の回収可能性は基本的には将来課税所得に基づき評価されます。
- (2) 加えて、日米会計基準上の資産・負債の簿価の違いにより、日米の繰延税金資産・負債の差異の原因となる一時差異が生じております。